

つるぎ

11

月号 第80号
2011(平成23年)



新田神社秋祭り獅子舞 (10月10日 半田字上喜来)

も
く
じ

行政・トピックス

- 秋季全国火災予防運動 2
- 旧国道438号車両通行止め 3

くらしと健康

- 地域包括支援センターだより 4
- 子ども手当・暴力のない未来のために 5
- 特定健診はもう受けられましたか 6
- 必ずチェック最低賃金 7

お知らせ・ニュース

- お知らせ・Information 8~13
- 町の話題・town news 14~17

町民のページ

- みんなの広場・広報クイズ 18~19
- 人の動き・町の人口 20



平成23年秋季全国火災予防運動



1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

2 統一標語(平成23年度全国統一標語)

「消したはず 決めつけないで もう一度」

3 実施期間

11月9日(水)～11月15日(火)までの7日間

4 重点目標

- ①住宅防火対策の推進
(住宅用火災警報器の設置徹底)
- ②防災製品の普及促進
- ③放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ④特定防火対象物における防火安全対策の徹底
- ⑤たばこ火災に係る注意喚起広報の強化

住宅防火 命を守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

注 意 事 項

消防署では、消火器、住宅用火災警報器等の販売・取扱等を行っておりません。悪質な販売業者が訪ねてきたときは、消防署にご連絡下さい。

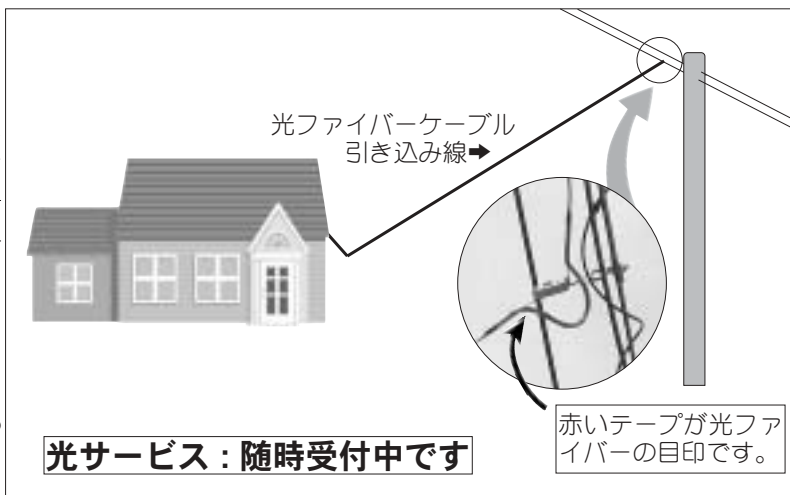
美馬西部消防組合 消防本部 予防課 ☎63・2214



光ファイバーケーブル引き込み線にご注意下さい！

現在、大部分のご家庭で光ファイバーケーブルを使用したサービスを利用いただいております。光ファイバーが断線しますとサービスが利用できなくなるもののほかに高額な修理費用が発生します。その原因が加害によるものであれば、修理費用を実費請求することになりますので、各ご家庭及び工事業者の方におかれましては、取り扱いについて充分ご注意をお願いいたします。

なお、リフォームを行う場合など、移設の必要がある場合は、町役場地域創造課(☎62・3114)へご連絡下さい。



■故障の場合はこちらへ連絡を

町内通話無料のIP電話

NTT西日本 徳島マイタウンセンター
☎0120-968-109 月曜日～金曜日の9:00～17:00

光電話、インターネット、
フレッツテレビ

NTT西日本徳島支店 IPカスタマーサポート担当
☎0120-248-995又は113 24時間365日対応

旧国道438号が車両通行止めになります。

下水道管理設工事に伴い、旧国道438号の車両通行止めを行います。ご迷惑・ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

規制期間 11月7日～平成24年3月9日まで
(日曜・祝日を除く)

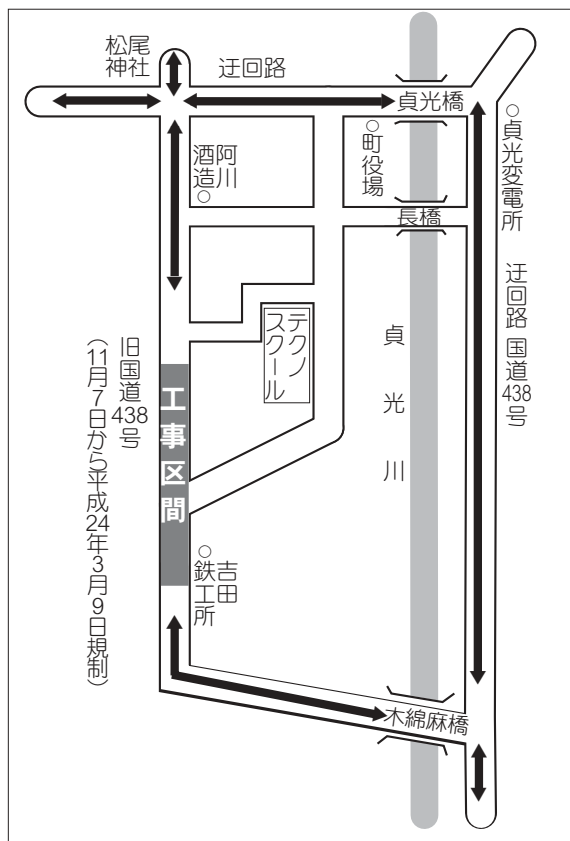
規制方法 上記期間中、昼間(9時～16時30分まで)車両通行止め(二輪車・歩行者は通行可能です。)
※現場状況により作業終了時間が遅くなる場合があります。

規制箇所 旧国道438号(テクノスクール入口交差点から南へ80m付近～吉田鉄工所前)

※上記期間は右図の迂回路を通行できますが、周辺の混雑が予測されます。他路線で迂回できる方は、極力そちらをご利用くださるようご協力をお願いします。

※工事区間への出入りは出来ませんが、工事箇所によって通行禁止区域が変わりますので、交通誘導員の指示に従って通行してください。

※ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

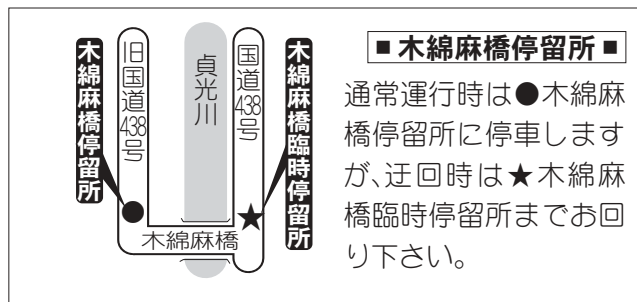
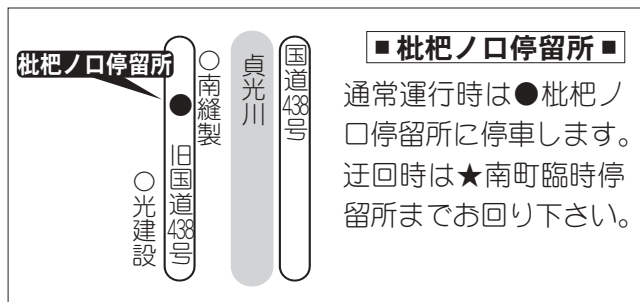
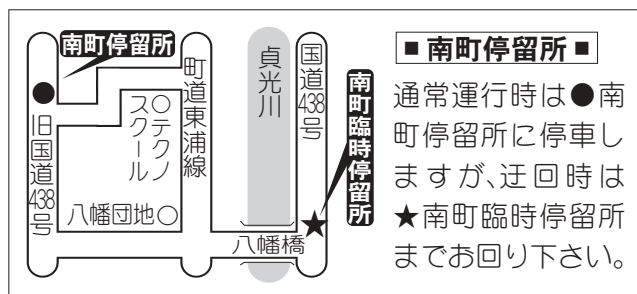
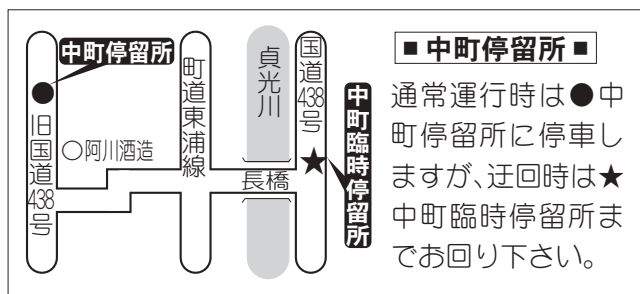


上記通行止めに伴い、四国交通株の路線バス(一字線)が国道438号へ迂回します。



迂回期間 11月7日～平成24年3月9日まで
ただし、月曜日～土曜日の上り1便・最終便、下り1便・2便・最終便
日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月9日)の全便は、通常運行します。

※ 迂回に伴う、臨時停留所は、下図のとおりとなります。
通常運行時以外は、臨時停留所★へお回り下さい。





鴨島病院リハビリテーション部 住友祐介先生

遊びリテーション

を含む介護予防

～認知症予防について～

今回の「平成二十三年度第一回介護予防いきいきサポーター養成講座」(九月二十日(金)開催、参加者七十八名)は、認知症についての基本的な話の後、認知症予防に効果的な手・口・唇を使った「遊びリテーション」を学びました。

認知症とは?

認知症は脳の障害による病気で、誰もが発症する可能性があります。大きくは、「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」に分かれます。認知症は、長い時間をかけて進行することが多く、早期に病院を受診される方はほとんどいません。症状が出始めて2～3年経過してから受診する方が多いようです。症状を抑えたり進行を緩やかにする薬はありますが、残念ながら根本的な治療薬はありません。

認知症は、早期発見・早期治療が大切です。「おかしいな?」と思ったら、専門医療機関の受診をお勧めします。また、動脈硬化・高血圧・糖尿病の方は、きちんと管理を行うことにより脳血管性認知症が予防されます。



メジャーを使わずにみんなで話し合いながら、新聞紙をちぎったり貼り合わせたりして、「1m27cm」にする遊びリテーションをしました。

認知症を予防する生活習慣 ～複合的に実施することがより効果的～

???

はてメジャーは?

1

趣味を持とう!

将棋・料理・旅行・カラオケなど。

2

1日30分 散歩・体操をしよう!

脳の血流が増して認知症予防に効果があります。

3

野菜や果物を多く食べよう!

ビタミンC、E、ベータカロテンを含む野菜が効果的。

4

魚を食べよう!

(3～4回/週)特に背の青いサバ・イワシ・アジなどを積極的に。

具体的にやってみよう

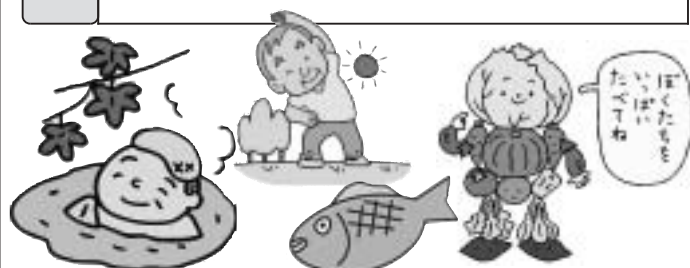
★記憶力を使って脳を活性化させましょう!

☆エピソード記憶～体験したことを思い出すことで記憶力が鍛えられます。

- ◇ 昨夜の食事は何を食べましたか?
- ◇ 昨日、何を買いしましたか?

☆日記・家計簿などつける。

★人とのつながりを持ちましょう!



子ども手当 ～法改正による申請のお知らせ～

10月から子ども手当法改正により、これまで手当を受給されていた方も含め、全ての方について申請が必要になります。次のとおり申請を受け付けますので、印鑑、振込先口座のわかる通帳、対象児の保険証をお持ちのうえ、各窓口へお越し下さい。(公務員の方は、勤務先へ申請してください。)対象児の住民票等、受給者によっては、その他書類が必要になる場合があります。法改正についての案内は広報つるぎ10月号にも掲載しておりますので、ご覧下さい。現在受給されている方には、別途通知します。



申請日時 11月14日(月)～18日(金) 8時30分～5時30分まで

申請場所 つるぎ町福祉課(☎62・3116)・半田支所保険福祉課(☎64・3111)・一字支所住民福祉課(☎67・2111)

※仕事の都合等により期間内に来られない方は、日程調整いたしますのでご連絡ください。

『女性のための人権相談ホットライン』

男女平等の理念は憲法にも明記されていますが、男女の役割を固定的にとらえる人々の意識は、今もなお社会に根強く残存しており、このことが、家庭や職場において種々の男女差別を生み、女性が不利益を被り被害者となる場面が後を絶ちません。

そこで、美馬人権擁護委員協議会では、女性の人権問題解決のため11月5日(土)に『女性のための人権相談ホットライン』として、女性の人権問題に関する電話相談を無料でお受けします。また、電話相談開設日当日は、徳島地方法務局美馬支局においても、特設相談を開設しますので、直接ご相談したい方は来庁してください。

なお、ご相談は、人権擁護委員又は徳島地方法務局美馬支局職員がお受けし、秘密は厳守いたします。

日 時 11月5日(土) 午前10時～午後4時

受付電話番号 ☎52・1164



暴力のない未来のために

11月は

「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになります。

児童虐待は地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？
「もしかしたら」と感じたら、すぐに連絡してください。

あなたの一報で救われる子どもがいます。

【児童虐待の5箇条】

1. 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
2. 「しつけのつもり・・」は言い訳
3. ひとりで抱え込まない
4. 親の立場より子どもの立場
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる

「守るのは 気づいたあなたの その勇気」
(平成23年度「児童虐待防止推進月間」標語)

つるぎ町福祉課 ☎62-3116

半田支所保険福祉課 ☎64-3111

一字支所住民福祉課 ☎67-2111

西部子ども女性相談センター

☎55-3323(児童担当) ☎ 56-2109(女性支援担当)



11月12日から11月25日は・・・

**「女性に対する暴力を
なくす運動期間」です!**

暴力は、性別や年齢、間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、子どもがいる場合は児童虐待にもつながります。

内閣府が実施した調査によると、女性の3人に1人が「暴力を受けたことがある」と回答しています。

この運動をきっかけとして、暴力による人権侵害について考えてみませんか。

あなたや、あなたの周りの誰かが被害に遭われた時には、女性相談支援センターに相談してください。

暴力の種類

- 身体的暴力(たたく・ける・物を投げるなど)
- 精神的暴力(バカにする・傷つく言葉を使う・無視する・大声でどなるなど)
- 社会的暴力(メールや着信をチェックする・友達とのつきあいを制限するなど)
- 性的暴力 (無理にキスや性行為を強要する・避妊に協力しないなど)

つるぎ町国民健康保険加入者の皆さまへ 今年の「特定健診」は、 もう受けられましたか！？

対象者 40～74歳の国民健康保険加入者

(対象者には7月上旬に特定健診受診券(緑色)をお送りしています)

健診機関 特定健診は、集団検診以外に次の医療機関で受けられます。(順不同)

まだ受診されていない方は、平成24年1月末までに必ず受けましょう

①谷病院	☎62・2053	つるぎ町貞光字中須賀48の2
②古城医院	☎62・2064	つるぎ町貞光字前田31の3
③田村医院	☎62・5166	つるぎ町貞光字宮下12の4
④永尾病院	☎62・2012	つるぎ町貞光字町52
⑤武原外科整形外科医院	☎64・2111	つるぎ町半田字松生299の1
⑥大久保医院	☎64・2088	つるぎ町半田字小野146の4
⑦町立半田病院	☎64・3145	つるぎ町半田字中薮234の1



お問い合わせ先

つるぎ町役場 税務国保課
☎62・3113

※健診日程等については、各医療機関にお問い合わせください

※人間ドック受診予定者は受診できません(ドック案内に従って受診してください)

知っておきたい！ 国民年金の請求手続き

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(厚生年金被保険者期間、共済組合組合員期間を含む)や第3号被保険者期間、保険料免除期間を合算して25年以上ある方が65歳から受けられます。



障害基礎年金

国民年金加入中(または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中)や20歳前の病気やけがによって、障害等級表(1級・2級)に定める障害の状態になった方が受けられます。

手続きできる方は

第1号被保険者期間等に初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)がある方。

遺族基礎年金

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格(原則25年)を満たした方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に、子が18歳に達する年度末になるまで(1級・2級の障害の状態にある子の場合は20歳になるまで)受けられます。

手続きできる方は

第1号被保険者期間中に死亡した方の遺族で上記の条件に該当する遺族の方。

寡婦年金

第1号被保険者(任意加入保険者を含む)期間のみで、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある方が何の年金も受けずに亡くなったときに妻が60歳から65歳になるまでの間に受けられます。

手続きできる方は

婚姻期間が10年以上ある妻。

死亡一時金

第1号被保険者(任意加入保険者を含む)として国民年金保険料を36月(3年)以上納めている方が、年金を受けずに亡くなったときに受けられる一時金です。

手続きできる方は

亡くなった方と生計を同一にしている遺族の方。



未支給年金

年金は、受けている方が死亡した月分まで支払われます。亡くなった方に支払われるはずの年金が残っているときに受けられます。

手続きできる方は

亡くなった方と生計を同一にしている遺族の方。

お問い合わせ先

阿波半田年金事務所
☎64・3128

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」



徳島県最低賃金

平成23年10月15日から

労使仲よく 守ろう最賃

時間額 **647** 円

* 特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

お問い合わせ先

徳島労働局労働基準監督署 ☎088-652-9165

三好労働基準監督署 ☎0883-72-1105

最低賃金に関する特設サイトアドレス

<http://pc.saiteichingin.info/>



中小企業事業主の皆さまへ

最低賃金 ワン・ストップ 無料相談のご案内

最低賃金ワン・ストップ無料相談とは、最低賃金の引き上げに影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。

販路開拓や最低賃金制度の説明のほか、ご要望があった場合には、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局等から専門家を派遣して課題解決を支援します。

相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

相談窓口はこちら

徳島県最低賃金総合相談支援センター ☎088-654-7777 または☎0120・967・951

徳島労働局労働基準部賃金室 ☎088-652-9165

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

業務改善助成金のご案内

時給800円未満の従業員を

雇用する社長さん！

賃金と業務の改善を国が応援！

まずは相談を!!

小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく国がつくった共済制度で、いわば「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。

掛金は全額所得控除、受け取る共済金も退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなります。また、平成23年1月から個人事業主の「共同経営者」も2名まで加入することができます。

経営セーフティ共済のご案内

(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

また、本年10月から制度がより充実いたしました。共済金の貸付限度額が、3,200万円から8,000万円に変更となり、掛金月額の上限が8万円から20万円に引き上げられました。

是非この機会に、加入・増額をご検討ください。詳しい内容のお問合せと加入申込みは、商工会、青色申告会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。制度の運営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

コールセンター ☎050・5541・7171

理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店 一般飲食店のお店選びはSマーク登録店で!!

標準営業約款
(Sマーク)



厚生労働
大臣認可

Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業しているお店です。このSマークを店頭に表示しているお店なら安心、安全、衛生が保証され、皆様の信頼できるお店選びの大きな目安となります。また万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

(財)徳島県生活衛生営業指導センター

☎088・623・7400

お知らせ

Information

つるぎ町役場電話番号
市外局番0883

本 庁

総務課・議会事務局	62-3111
出納課・危機管理課	"
地域包括支援センター	"
保険課・税務国保課	62-3113
住民課・福祉課	62-3116

本庁分館

水道課・環境課	62-3112
農林課・農業委員会	"
企画課・地域創造課	62-3114
人権課・地籍調査課	"
商工観光課	"
住宅課・建設課	62-3115

支所・出先機関

半田支所・公民館	64-3111
一字支所	67-2111
つるぎ町保健センター	62-3313
やすらぎ苑	64-4182
生きがいデイサービス平野	62-2820
百寿荘	67-2223
教育委員会	62-2331
社会福祉協議会	62-5073
" (半田)	64-3111
" (一字)	67-2111
シルバー人材センター	62-5221
中央公民館	62-2074
一字公民館	67-2803
シルバー学園	62-3181
道の駅・貞光ゆうゆう館	62-3121
半田病院	64-3145
八千代診療所	65-0211

そ の 他

美馬西部消防署	63-2214
" 一字分署	67-2938
つるぎ警察署	62-3110
美馬環境整備組合	52-2496
阿波半田年金事務所	64-3128

十一月一日から緊急速報「エリアメール」で緊急情報を配信します

緊急速報「エリアメール」とは、町内のNTTドコモの携帯電話に、気象庁と町が配信元となり、災害や避難情報を一斉に配信するサービスです。NTTドコモのエリアメール対応機種をお持ちの方で、町内にいる場合に受信できます。メールアドレスなどの事前登録が不要で、通信用料や月額使用料はかかりません。

【配信する情報例】

■気象庁配信。緊急地震速報
■つるぎ町配信。避難準備情報。避難勧告。避難指示。警戒区域情報。指定河川洪水情報。土砂災害警戒情報
対応機種や受信設定など詳しくはNTTドコモのホームページをご覧になるか、携帯電話購入店やドコモショップにお

問い合わせください。今後他社で同様のサービスを始めた場合は導入を検討します。

危機管理課

自賠責保険・共済

有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）自賠責保険・共済なしでの運行は、法律違反となりますのでご注意ください。四輪車はもちろんです。特に、車検制度のない二五〇cc以下のバイク（原動機付自転車、軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp/> になります。

税を考える週間

協町税務署

例年、十一月十一日から十一月十七日までの期間を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。平成二十三年度のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」と題して、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の利用促進に取り組んでいきます。なお、協町税務署では町内の皆さま方に、税に対する関心を持つていただくために、管内の小・中・高校生による「税に関する作文や書写」などの作品を展示します。お気軽にお越しください。

◆税の作品展

期間 十一月十一日～十七日
開催場所 協町税務署一階ロビー

※土・日は開催していません。

戦後強制抑留者の皆さまへ

特別給付金請求をお忘れなく

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付を、昨年の十月から受け付けています。対象者は、戦後強制抑留者で平成二十二年六月十六日に日本国籍を有するご存命の方です。請求受付期間は、平成二十四年三月三十一日までとなっています。お手元に請求書類が届いていない方は、当基金から資料をお送りしますので、ご連絡下さい。

お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当
☎0570・059・204
IP電話、PHSからは、☎03・5860・2748
受付時間 平日九時から十八時まで

成人おめでとうございます 第7回 つるぎ町成人式のご案内

つるぎ町では、新成人の門出を祝し、成人式を開催します。

対象者の方には、個人宛に通知いたします。案内の届かない方は、12月16日（金）までにつるぎ町教育委員会へご連絡ください
お問い合わせ先 つるぎ町教育委員会
☎62・2331



と き

平成24年1月3日（火）
午前10時30分より11時30分
（式典及び記念撮影）

と ころ

つるぎ町就業改善センター
（つるぎ町貞光字宮下61）

対象者

平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方で、つるぎ町民・町内中学校を卒業した方

弁護士による知的財産

無料法律相談

近年、知的財産権に関する権利侵害、発明者と出願人との間の職務発明を巡るトラブルなどが、身近になってきました。そこで発明協会では、知的財産権に関する、無料法律相談を実施いたします。

日時 十一月二日(水)

十三時～十七時

場所 県立工業技術センター

お申込み

(社)徳島県発明協会(要予約)

☎088・669・4766

いきいき健口フェア

徳島県歯科医師会

「いきいき健口フェア in 池田」が、三好市のフレスポ阿波池田で開催されます。

日時 十一月二十三日(水)

十時～十五時

会場 フレスポ阿波池田店

◆ステージイベント

「ミッフィーとうたおう」

ミッフィーと歌のおねえさんによる楽しいミニステージ(来場者に歯ブラシ進呈)

① 十一時～十一時四十五分

② 十四時～十四時四十五分
◆いきいき健口相談 お口の悩みなどを相談しよう。(無料)

◆ハブラシソムリエ参上 ハブラシの選び方やお口のケアのこ

とをなんでも教えてくれるよ。

◆お口の健口チェック 自分のお口の中のむし菌菌や歯ぐきの

状態を調べてみよう。

◆クイズ!ワナゲポン フロ

アー内に問題があるよ!クイズと輪投げで景品ゲットしよう!!

お問い合わせ先

徳島県歯科医師会 事務局

☎088・631・3977

★今月のサロン紹介(毎月紹介していきます。)

半田地区 西地いきいきサロン

西地地区は昔から農家が多く、五穀豊穡を祈願し、祀りごとを大切にしてきた地域です。サロンの開催場所である西地集会所は、半田西久保の八坂神社のすぐ隣にあり御二十日を兼ねて開催しています。サロン立ち上げのきっかけは常会での寄り合いがなくなったことです。情報交換や住民同士のふれあいの場が必要とのことで、平成18年11月に立ちあげました。皆が口をそろえて、開催場所、開催時間ともに文句ないと話します。また集会所の掃除とお茶菓子の準備を当番制としていて、負担の偏りを防ぐ工夫もしています。活動内容も充実していて、参加者の中で料理の得意な方、童謡の得意な方がそれぞれに講師となり、習ってきたことの伝達の場としても活用しています。他には、小学生の登下校に時間を合わせ、見守り活動もしています。「ようつては歩かんけん、見えるところまでよ」と控えめに話しますが、その目は温かくイキイキとしています。いつかは自分たちもここに集まれなくなる時がきます。このサロンを子どもたち、孫たちにも受け継いでいってもらい、いつまでも続けていくことが私たちの願いであり、目標です。



日付	サ ロ ン 名	時 間	場 所
5(土)	半田・日浦地区いきいきサロン	10:00～	日浦集会所
8(火)	明谷いきいきサロン	13:30～	明谷集会所
10(木)	一宇・川又いきいきサロン	10:00～	錦谷小学校
	中藪いきいきサロン	10:00～	中藪老人憩いの家
	高瀬地区いきいきサロン	13:30～	高瀬老人憩いの家
15(火)	久蔭いきいきサロン	10:00～	天日神社
	貞光・日浦いきいきサロン	13:30～	日浦集会所
	逢坂地区いきいきサロン	13:30～	逢坂老人憩いの家
	蜂須いきいきサロン	13:00～	宮平公会堂
16(水)	太陽の里上喜来いきいきサロン	13:00～	井ノ浦堂
18(金)	小野上東いきいきサロン	10:00～	小野上東・西老人憩いの家
	吉良いきいきサロン	13:30～	吉良多目的研修施設
19(土)	河内いきいきサロン	11:00～	河内集会所
	上蓮いきいきサロン	13:30～	上蓮集会所
20(日)	東南・長瀬いけいけサロン	10:00～	久保老人憩いの家
	半田・猿飼いきいきサロン	13:00～	猿飼お堂
	葛籠・桑平いきいきサロン	10:00～	葛籠集会所
	古見観音堂いきいきサロン	18:30～	古見観音堂
21(月)	西地いきいきサロン	19:00～	西地集会所
22(火)	一宇いきいきサロン	13:30～	一宇集会所
24(木)	広瀬いきいきサロン	13:30～	広瀬集会所
27(日)	白石地区いきいきサロン	13:30～	白石集会所
	西部地区いきいきサロン	10:00～	西部老人憩いの家

11月の いきいきサロン

『いきいきサロン』 ってな～に?

地域の中で、閉じこもりや孤立しがちな人たちの仲間づくりを目的に、当事者(高齢者、障害者、子育て中の親子など)と地域住民が自発的に開催し、協働で企画し、運営していく、誰でも気軽に参加できる活動です。



社会福祉協議会

☎62・5073



平成24年度

幼稚園の入園案内

幼稚園の入園手続きを次のとおり受け付けます。

- 対象児 年少児(4歳児)・平成19年4月2日～平成20年4月1日生
年長児(5歳児)・平成18年4月2日～平成19年4月1日生(※在園児は手続き不要です。)
- 通園区 学校区に準じて、入園該当児の保護者の住所に所在する幼稚園です。
- 手続き 幼稚園入園願書に必要事項を記入捺印のうえ、入園を希望する幼稚園へご提出ください。
- 受付期間 10月28日(金)～11月11日(金)

入園申込みに関する書類については、あらかじめ入園該当児の保護者あてに送付しています。万が一、受付期間中にお手元に届いていない場合は、お問い合わせください。

町立幼稚園の園名と所在地・電話番号一覧

幼稚園名	所在地	電話番号
半田幼稚園	半田字田井289番地	64-3049
貞光幼稚園	貞光字野口66番地	62-2538
太田幼稚園	貞光字太田西107番地	62-5777
古見幼稚園	一字字太刀之本5番地4	67-2311



■お問い合わせ先
つるぎ町教育委員会
☎62・2331

つるぎスポーツクラブ設立準備委員会からお知らせ

つるぎスポーツクラブ設立準備委員会では、「誰でも」「世代を超えて」「好きなレベルで」運動ができる場所、地域コミュニティーの場所を提供することを目指して、来年2月の設立に向けて活動中です。現在右記のと通りのスポーツ教室を行っています。あなたも、家族や友達と一緒に参加してみんなでスポーツを楽しみませんか。

会費 月額500円(その月の初回参加時に徴収させていただきます。)

※会費を収めていただいた際にプレ会員証をお渡し致しますので、会員証を見せていただければ、どの教室にも参加できるようになります。

お申し込み方法・お問い合わせ先

つるぎ町教育委員会内

つるぎスポーツクラブ設立準備委員会 ☎62・2331



太極拳教室 定員 30人

日時 毎週金曜日 19:30～20:30
場所 就業改善センター大会議室
対象 子どもから高齢者まで

ソフトバレー教室 定員 30人

日時 毎週木曜日 20:00～22:00
場所 貞光中学校体育館
対象 子どもから高齢者まで

まなびーあ徳島 県民講座・地域づくり実践講座

徳島県立総合高等学校「まなびーあ徳島」西部校では、次の講座受講生を募集します。

受講料 無料

地域づくり実践講座

日時 11月14日(月)午後1時30分開場
場所 三好市池田総合体育館
第1部 「地域医療の現状と課題」
講師 徳島県西部県民局 三好保健所長 中川洋一氏
時間 午後2時～午後3時
第2部 歴史と伝説の狭間 ～平家伝説の語るもの～
講師 日本口承文芸学会、
説話・伝承学会 会員 下川清氏
時間 午後3時10分～午後4時10分

まなびーあ・中国語入門講座

日時 11月10日～平成24年1月26日
毎週木曜日(全10回)
午後6時30分～午後8時30分
場所 西部総合県民局 三好庁舎
(三好市池田町マチ2415)
定員 20名程度
講師 田岡美紀氏
受講料 無料
(テキスト代1,575円必要)



お申し込み先 西部総合県民局 企画振興部 ☎53・2043 メール seibu_k_mm@pref.tokushima.lg.jp